



独立行政法人

国民生活センター

製品安全の今後とSGマーク制度の役割 - 社会と製品事故の動向と課題 -

2023年10月2日(月)

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部 仲野 禎孝

国民生活センターの商品テストの特徴

項目	特徴
対象商品	衣食住・乗り物等、消費生活に関する幅広い商品がテスト対象
業務内容	商品の問題(安全・品質・性能・表示等)を明確にするテスト
スタンス	<u>○消費者・生活者の目線に立ったテスト</u> <u>○取扱説明書の使用方法や規格・基準だけにとらわれない生活実態を踏まえたテスト</u>
公表	○苦情相談を解決するために実施したテスト(テストⅠ)のうち相談の解決が図られたり、商品等が改善された事例を公表 ○注意喚起のためのテスト(テストⅡ)は商品名・事業者名を原則公表 ○商品に問題がある場合は、事業者 ^に 改善等を要望するとともに、規格・基準の制定、見直し等を行政へ要望
効果	○苦情相談解決に活用(被害者の救済) ○消費者被害の未然防止・拡大防止のために注意喚起 ○消費者目線で商品改善や規格・基準等を改正要望

商品テストの具体例：自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメット －安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について－(2023.7.12公表)

【背景】

- 令和5年4月1日からすべての自転車利用者に、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車の利用者にも乗車用ヘルメットの**着用の努力義務**が課された。
- 国内市場では国内任意規格の**SGマーク**、JCFマークや、欧州の規格への適合を示す**CEマーク**などを表示した商品が販売されている一方で、インターネット通信販売では、**いずれのマークも表示されていない商品も販売**されていた。

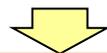
【主なテスト結果】

<規格等への適合マークが表示されていなかったヘルメットに関する調査>

- 衝撃吸収性について、9銘柄すべてでSG基準を満たさず。
- 保持装置(締結具を含むあごひも)の強さについて、9銘柄中8銘柄がSG基準を満たさず。
- 保持装置の性能(脱落しにくさ)について、9銘柄中6銘柄がSG基準を満たさず。
- 9銘柄中4銘柄でヘルメット本体に使用上の注意などの表示がみられず、7銘柄で取扱説明書などが付属せず。

<1歳未満児へのヘルメットの着用について>

- 4カ月児にヘルメットを適切に着用させることはできず、4カ月児をおんぶした状態でヘルメットを着用させることはできず。



【インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼】

- 販売サイトには規格等への**適合マーク**についても**積極的かつ正確に表示**するよう協力を依頼。

【行政への要望】

- 自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用について、引き続き消費者への周知・啓発を行うことを要望。消費者が自転車の乗車用ヘルメットを選択する際の指標を引き続き周知するよう要望。引き続き製品事故情報に注視し、必要性が生じた際には適切な対応を検討するよう要望。

商品テストの具体例：手動車椅子の破損に注意

－使用中にフレームや車輪などが破損する事故が発生－（2020.3.19公表）

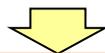
【背景】

- PIO-NETには、2014年度以降の約5年10カ月の間に手動車椅子の破損に関する相談が95件、その中で危害・危険の事例は30件、うち2件は転倒や壁への衝突によって重傷を負っていた。
- 国民生活センターにも直近3年間で2件、破損に関するテスト依頼が消費生活センターから寄せられた。いずれもインターネット通信販売で購入された、比較的安価な手動車椅子の破損事例だった。

【主なテスト結果】

＜インターネット通信販売され、比較的安価な自走用手動車椅子をテスト対象＞

- 走行耐久性は6銘柄中3銘柄がJIS基準を満たさず。
- 6銘柄中で基準、規格マークがあったのは、SGマーク1銘柄、JISマーク1銘柄。これら2銘柄は走行耐久性のJIS基準を満たしていた。
- 6銘柄全てで、使用前に点検を実施する旨と、定期的にメンテナンスを実施をする旨の表示があった。



【業界・事業者への要望】

- JISやSG認定等の推進と破損や不具合が起きた場合の対応窓口の設置等、消費者への適切な対応を要望。
- 消費者が定期的なメンテナンスを依頼できる店舗や相談できる窓口等の体制整備を要望。

【行政への要望】

- 使用前の日常点検や定期的に詳細なメンテナンスを実施することなどについて消費者への注意喚起等を要望。
- 手動車椅子を製造している事業者に対し、JISやSG認定等の推進について指導等を要望

商品テストの具体例：ベビーカーの転倒による乳幼児の事故に注意

－ベビーカーから転落し、頭部にけがを負い入院する事例も！－(2019.12.12公表)

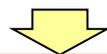
【背景】

- 医療機関ネットワーク事業には、2014年度以降2019年10月末日までに、ベビーカーごと転倒あるいは乳幼児が転落してけがをした事例が288件寄せられた。
- 国民生活センターにも、「ベビーカーが停止中に転倒した」というテスト依頼が消費生活センターから寄せられた。

【主なテスト結果】

＜消費者へのアンケート調査＞

- 約3割の人が、ベビーカーごと転倒あるいは子どもが転落したことがあると回答。原因は「ハンドルや後付けした荷揚げフックの荷物」が最多。
 - 7割を超える人が、ベビーカーにハンドルに荷物を掛けるためのフックを付けていた。
 - 子どもにシートベルトを毎回装着させる人は7割未満。
- #### ＜アンケート調査結果を元に、販売数が多いと考えられる7銘柄をテスト対象＞
- 全ての銘柄がSG基準の安定性を満たしていた。
 - 登り坂では、ハンドルに荷物を掛けることで、転倒しやすくなった。
 - 転倒した場合、シートベルトを装着していないと子どもが投げ出されることがあった。



【事業者・業界への要望】

- 消費者のニーズに合わせ、ハンドル周辺に荷物を掛けて使用することを想定したベビーカーも商品ラインナップに加えるなど、さらなる商品開発の検討を要望。
- シートベルトを装着していない場合、子どもが転落するおそれがある旨について、さらなる啓発を要望。

商品テストの具体例：高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意 －脚の高さ調節機構の不具合により、転倒する事故が発生－(2016.9.15公表)

【背景】

- PIO-NETには、2011年度以降の5年間に、入浴用いすの品質に関する相談が65件寄せられており、そのうちいすの脚の高さ調節機構の不具合と考えられる事例は6件、そのうち1件は転倒によってけが。
- 国民生活センターにも2件、脚の高さ調節機構の破損に関するテスト依頼が消費生活センターから寄せられた。いずれも長期使用で機構内の金属製のバネにさびが発生し、変形したために脚が急に縮んでしまったと考えられた。

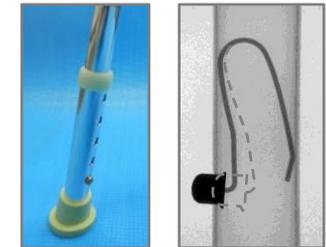
【主なテスト結果】

＜一般家庭や介護施設で1年以上使用していた入浴用いすの調査＞

- 34脚中7脚に脚の高さ調節機構のバネにさびが発生しており、いずれも鉄製のバネが使用されていた。

＜実店舗で販売されていた10銘柄をテスト対象＞

- バネの材質は、10銘柄中2銘柄が鉄製、8銘柄がステンレス製。
- JISに準じたサイクル腐食促進試験で、鉄製のバネを用いた2銘柄には、さびが発生。
- 実使用を想定した耐久性試験でも、鉄製のバネを用いた2銘柄にさびが発生。
- さびや腐食に関する注意表示がないものが10銘柄中6銘柄。バネの材質を表示していたのは1銘柄のみ。



【業界・事業者への要望】

- 脚の高さ調節機構に使用するバネは、さびにくい材質に改良するよう要望。
- 取扱説明書にさびの発生に関する注意表示や、点検実施を励行する表示、バネの材質を記載するよう要望。

※2018年9月、入浴用いすのSG基準(CPSA 0129)が改正され、改正内容の一つに「バネについては原則ステンレス鋼とする」旨が加わった。

商品テストの具体例：ペダルなし二輪遊具による坂道の事故に注意 －衝突や転倒により幼児がけがを負う事故が発生－（2014.7.3公表）

【背景】

- PIO-NET男児が坂道を下った先で衝突し、小枝が顔に刺さり重傷を負う事故が1件寄せられた。
- 医療機関ネットワークには、2010年12月から2014年4月までに、幼児によるペダルなし二輪遊具での危害事例が18件寄せられ、そのうち、坂道での事故が11件。

【主なテスト結果】

＜ペダルなし二輪遊具4銘柄をテスト対象＞

- 10° の坂道を10m滑走した場合、17.5～17.9km/hと、一般の自転車と同程度の速度に達することを確認。
- 全ての銘柄に坂道や公道など使用してはいけない場所に関する記載が見られた。また、子どもだけで使用しないよう注意が記載され、ヘルメットを着用して使用するよう表示されていた。



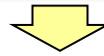
【業界・事業者への要望】

- 坂道などの使用が禁止されている場所について、保護者等が危険性をより理解できるよう、一層の啓発活動を要望。

商品テストの具体例から、社会と製品事故の動向と課題を踏まえ、 SGマーク制度の役割として望むこと

【例示した案件における、社会と製品事故の動向に係る課題】

- 自転車の乗車用ヘルメット案件より
⇒急な需要の拡大を背景として、インターネット通販による流通拡大(安価製品中心)、消費者が製品の選択基準を理解していない、規格マークが無く性能不足の製品の横行。
- 手動車椅子案件より
⇒インターネット通販による流通拡大(安価製品中心)、規格マークの無い製品の性能不足。
- ベビーカー案件より
⇒規格マークのある製品でも、業界側から見た誤使用が常態化することによる事故の発生。
- 入浴用いす案件より
⇒規格マークのある商品でも品質に起因した事故の発生。※ただし、SG規格は直ちに改正され解消。
- ペダルなし二輪遊具案件より
⇒当時は比較的新しいタイプの製品による新たな事故の発生(消費者がリスクを理解していない)



【SGマーク制度の役割として望むこと】

- 安価な製品が目につきやすいインターネット通販の拡大を念頭に、安全な製品の指標として消費者から認識・選択される創意工夫の継続。
- 既存の製品において、使用実態や事故実態、法整備等の変化に応じて柔軟に改正を継続し、安全な製品の指標としての機能の継続。
- 新たな製品が登場した場合において、市場への定着と事故の発生を見極め、新たな基準の策定。